

## 社会福祉法人等の指導監査等に係る公表に関する実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県が社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下「社会福祉法人等」という。）に対して実施する指導監査及び実地指導（以下「指導監査等」という。）の手續及び結果等を公表することにより、県が実施する指導監査等の公平性及び透明性を確保するとともに、社会福祉法人等における福祉サービスの向上に資することを目的とする。

### (公表の対象)

第2条 公表の対象は、別表に掲げる社会福祉法人等に対して実施する指導監査等の手續及び結果等とする。

### (公表する事項)

第3条 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指導監査等の実施要綱
- (2) 指導監査事項又は重点監査事項
- (3) 指導監査等の実施結果のうち、次に掲げる事項
  - ア 社会福祉法人等の名称
  - イ 社会福祉法人等の所在市町村名
  - ウ 指導監査等の実施期間
  - エ 指摘事項又は指導事項
  - オ 改善状況
- (4) 社会福祉法第59条に基づき所管する社会福祉法人から提出される貸借対照表及び収支計算書

2 前項第3号エに掲げる事項のうち、指摘事項については指導監査において文書報告を求めた指摘事項とし、指導事項については実地指導において文書報告を求めた指導事項とし、同号オに掲げる改善状況については指摘事項及び指導事項に対する社会福祉法人等の改善状況とする。

### (公表の時期)

第4条 第3条第1項各号に掲げる事項を公表する時期は、原則として、毎年度9月末日までに実施した指導監査等にあつては翌年1月中に、10月以降に実施した指導監査等にあつては翌年7月中に公表する。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。

### (公表の方法)

第5条 公表は、別記様式により県のホームページに掲載することにより行う。

### (非開示情報の取扱い)

第6条 和歌山県情報公開条例（平成13年条例第2号）第7条に規定する非開示情報に該当する情報は、公表しない。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

### 附 則

- この要綱は、平成20年6月4日から施行する。  
この要綱は、平成24年12月28日から施行する。  
この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

別表（第2条関係）

社会福祉法人	(障害者支援施設) 障害者支援施設
救護施設	
(児童福祉施設)	(障害福祉サービス事業所)
乳児院	療養介護事業所
母子生活支援施設	生活介護事業所
児童養護施設	就労移行支援事業所
児童自立支援施設	就労継続支援事業所
情緒障害児短期治療施設	自立訓練事業所
保育所	
福祉型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設	
福祉型児童発達支援センター	
医療型児童発達支援センター	
養護老人ホーム	
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	